

一般社団法人ナンフェス定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ナンフェスと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 当法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、難病や障がいのある人もない人も、ともに社会の一員として互いに尊重し合い、楽しく暮らせる社会を目指すことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. イベントの企画・立案・制作・実施・管理・コンサルティング業務
2. 難病や障がいのある人でも可能な運動の研究、実践と普及
3. 難病や障がいへの理解を広めるための広報、情報提供、啓蒙活動
4. 目的達成のための人材育成、人材派遣、社会生活支援、国際交流
5. 刊行物の発行と配布、販売
6. オリジナル商品の開発、販売
7. インターネット等を利用した各種情報提供、サービス、商品の開発・販売
8. 未病でいるための広報、情報提供、啓蒙活動
9. 各種損害保険代理店の業務
10. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の社員として入社しようとする者は、社員総会において別に定めるところにより申し込み、代表理事の承認を受けなければならない。

(退社)

第6条 社員は、社員総会において別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退社することができる。

(除名)

第7条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該社員を除名することができる。

1. 本定款その他の規則に違反したとき。
2. その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の資格喪失)

第8条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 総社員が同意したとき。
2. 当該社員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第9条 社員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第3章 社員総会

(社員総会)

第10条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(開催)

第12条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、社員の全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認めることを除き、その招集手続きを省略することができる。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故あるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(決議)

第15条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、特別決議として、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

1. 社員の除名
2. 定款の変更
3. 解散
4. その他法令で定めた事項

(決議及び報告の省略)

第16条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 理事

(理事の設置)

第18条 当法人に、理事3名以上7名以内を置く。

2 理事のうちから、代表理事1名を定める。

(選任)

第19条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(理事の職務権限)

第20条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 理事は、当法人の業務を執行する。

(任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、第18条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(解任)

第22条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第23条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 財産および会計

(財産)

第24条 当法人の財産は以下の各号をもってあてる。

1. 寄付された財産
2. 財産から生じる収入
3. 指定された事業へ寄付された財産
4. 事業に伴う収入
5. その他の収入

(事業年度)

第25条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月末日までの年1期とする。

(事業報告、決算及び剰余金)

第26条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

1. 事業報告及びその付属明細書
2. 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの付属明細書
3. 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。
4. 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。
5. 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第27条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第28条 当法人は、次の事由によって解散する。

1. 社員総会の特別決議
2. 社員が欠けたこと。
3. 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
4. 破産手続開始の決定
5. その他法令で定める事由

（残余財産の帰属）

第29条 当法人が解散した場合において有する残余財産は、社員総会において総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、以下のいずれかに帰属させる。

- 1 国及び地方公共団体
- 2 公益社団法人及び公益財団法人
- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人

第7章 事務局

（事務局）

第30条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が社員総会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が社員総会の決議により別に定める。

第8章 附則

（最初の事業年度）

第31条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成21年12月末日までとする。

（設立時役員）

第32条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事 渡邊雅之
設立時理事 板橋道朗
設立時理事 飯塚文瑛
設立時理事 一樋義明

設立時理事 足立隆

設立時代表理事 渡邊雅之

(設立時社員)

第33条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 1 住所 東京都国分寺市東恋ヶ窪三丁目20番地9

グランプラド国分寺 1015

氏名 渡邊雅之

2 住所 東京都西東京市谷戸町2丁目1番24-1312号

氏名 山田武彦

3 住所 東京都国立市西1丁目18番地の11

氏名 岩橋佳子

4 住所 千葉県市川市曾谷4丁目32番2号

氏名 高橋和久

5 住所 千葉県千葉市稻毛区黒砂2丁目14番34-2号

氏名 小川公一

(法令の準拠)

第34条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人ナンフェス設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 年 月 日

設立時社員 渡邊雅之

設立時社員 山田武彦

設立時社員 岩橋佳子

設立時社員 高橋和久

設立時社員 小川公一

附則

この定款は平成22年1月1日から施行する。